昭和46年4月29日 条例第20号 改正 昭和47年3月29日条例第14号 昭和47年6月29日条例第35号 昭和48年3月30日条例第14号 昭和48年6月30日条例第41号 昭和48年12月24日条例第66号 昭和49年3月30日条例第26号 昭和51年3月31日条例第16号 昭和52年3月29日条例第8号 昭和53年3月27日条例第20号 昭和54年3月27日条例第20号 昭和55年3月25日条例第27号 昭和57年3月27日条例第18号 昭和58年3月31日条例第7号 昭和58年12月26日条例第40号 平成元年3月24日条例第13号 平成5年6月22日条例第37号 平成6年9月29日条例第39号 平成8年5月21日条例第30号 平成8年12月16日条例第49号 平成16年12月21日条例第82号 平成17年6月24日条例第45号 平成19年3月30日条例第99号 平成23年3月22日条例第17号 平成26年6月23日条例第53号 平成27年3月27日条例第105号 平成28年12月15日条例第75号 平成29年12月15日条例第43号

平成30年12月20日条例第50号

令和元年12月19日条例第69号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、別表の とおり保育所を設置する。

(保育料の徴収等)

- 第2条 前条の保育所へ入所した児童の扶養義務者(以下「保育料負担者」という。)からは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定により使用料(以下「保育料」という。)を徴収する。
- 2 保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2 号並びに第28条第2項第1号及び第2号に規定する政令で定める額を限度として市長が 規則で定める額とする。

(納期限)

- 第3条 保育料は、納入通知書により当月分をその月の末日(12月にあっては、28日) までに納付しなければならない。ただし、その日が上越市の休日を定める条例(平成元年 上越市条例第29号)に規定する休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。 (保育料の減免)
- 第4条 市長は、災害、病気その他特別の事情により保育料の納付が困難と認められる保育 料負担者に対しては、保育料を減免することができる。

(保育料の環付)

第5条 納付した保育料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、納付した額の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第14号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第14号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第41号)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。 附 則(昭和48年条例第66号)
- この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。 附 則(昭和49年条例第26号)
- この条例は、公布の日から施行し、昭和49年2月1日から適用する。 附 則(昭和51年条例第16号)
- この条例は、昭和51年4月1日から施行する。附 則(昭和52年条例第8号)
- この条例は、昭和52年4月1日から施行する。附 則(昭和53年条例第20号)
- この条例は、昭和53年4月1日から施行する。附 則(昭和54年条例第20号)
- この条例は、昭和54年4月1日から施行する。附 則(昭和55年条例第27号)
- この条例は、昭和55年4月1日から施行する。 附 則(昭和57年条例第18号)
- この条例は、昭和57年4月1日から施行する。附 則(昭和58年条例第7号)
- この条例は、昭和58年4月1日から施行する。 附 則(昭和58年条例第40号)
- この条例は、昭和59年1月1日から施行する。 附 則(平成元年条例第13号)
- この条例は、平成元年4月1日から施行する。 附 則 (平成5年条例第37号)
- この条例は、平成5年7月1日から施行する。 附 則 (平成6年条例第39号)
- この条例は、平成6年10月1日から施行する。 附 則 (平成8年条例第30号)
- この条例は、平成8年6月1日から施行する。 附 則 (平成8年条例第49号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第2号で平成9年3月21日から施行)

附 則(平成16年条例第82号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第45号)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表大潟第一保育園の項の改正規定 平成17年7月1日
- (2) 別表にくびきひよこ園の項を加える改正規定 平成17年8月1日附 則(平成19年条例第99号)
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第17号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第53号)

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第105号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第75号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第43号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第50号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第69号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第37号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

名称	位置
南新町保育園	上越市南新町2番15号
東本町保育園	上越市東本町三丁目6番27号
稲田保育園	上越市稲田一丁目6番1号
大和保育園	上越市大和二丁目12番43号
戸野目保育園	上越市大字戸野目136番地

夷浜保育園	上越市大字夷浜154番地
やちほ保育園	上越市大字上荒浜41番地1
有田保育園	上越市安江一丁目6番30号
たにはま保育園	上越市大字有間川424番地1
保倉保育園	上越市大字下吉野403番地
上雲寺保育園	上越市大字上雲寺3番地
和田保育園	上越市大字上箱井552番地1
高士保育園	上越市大字飯田1322番地1
子安保育園	上越市大字鴨島298番地2
三郷保育園	上越市大字本長者原118番地の4
諏訪保育園	上越市大字上真砂32番地の2
富岡保育園	上越市大字富岡3003番地12
北諏訪保育園	上越市大字上千原580番地
安塚保育園	上越市安塚区安塚1341番地5
うらがわら保育園	上越市浦川原区顕聖寺767番地
大島保育園	上越市大島区大平5114番地1
牧保育園	上越市牧区小川1802番地1
柿崎第一保育園	上越市柿崎区柿崎5866番地1
柿崎第二保育園	上越市柿崎区柿崎7051番地1
下黒川保育園	上越市柿崎区下小野1509番地
上下浜保育園	上越市柿崎区上下浜446番地
はまっこ保育園	上越市大潟区土底浜1889番地1
まつかぜ保育園	上越市大潟区九戸浜374番地甲
南川保育園	上越市頸城区上吉1787番地1
大瀁保育園	上越市頸城区千原135番地
明治保育園	上越市頸城区手島241番地
中郷保育園	上越市中郷区八斗蒔178番地2
いたくら保育園	上越市板倉区針668番地3
きよさと保育園	上越市清里区岡嶺新田57番地